

# 経営所得安定対策のお知らせ

## (1) 経営所得安定対策（転作制度）について

現在の転作制度は、食料自給率の向上を目的としており、以前の主食用水稻の生産調整を行うことを目的としていた制度とは異なります。

交付対象作物については、地域の栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

また、適切な防除や畦畔管理等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮し、主食用水稻と同様の肥培管理等が必要です。そのような栽培方法に即さず、転作（種をまくだけ、芽が生えただけ）するだけでは、交付されません。

特に九州農政局の立ち入り調査も実施されますので、捨て作りと判定されないように注意してください。

## (2) 注意事項

### ① 共通

- ・ 植え付け、播種を行うだけでは交付金は支払われません。
- ・ 九州農政局の立入調査も実施されますので捨てづくりと判定されないように適切な栽培を行ってください。（捨てづくりが確認された場合、一定期間の新規需要米や加工用米の取り組みを認められなくなります。）
- ・ 必ず適期に適切な収穫を行い契約された畜産農家に供給・販売や自家利用するなど必ず家畜に給餌させてください。

### ② WCS 用稲について

- ・ 10月31日までに刈り取られなかった場合は交付対象外となりますので適期に刈り取りを行ってください。
- ・ 必ずロール・ラッピングまで行い畜産農家に供給してください。
- ・ 除草剤に関しては収穫前の使用は控えてください。（家畜に給餌した際に流産をする危険性があります）

### ③ 飼料作物について

- ・ 必ず刈り取りを行ない畜産農家に供給してください。ほ場にすきこんだ場合、交付の対象になりません。
- ・ 播種してから発芽するまで確認を行なってください。雑草の繁茂が著しい場合は交付の対象になりません。
- ・ 播種は早めに行ない、十分な収量の確保と年度内の刈り取りを行なってください。翌年度に収穫を行うと交付の対象になりません。

以上の注意点に留意していただくとともに、加工用米・新規需要米の出荷において不適正な流通が確認された場合は『氏名（名称）・住所及び違反事実の公表』『当年産の水田活用の直接支払交付金やゲタ、ナラシ等のすべての交付金を返還』『当該認定を取り消すとともに一定期間、新規需要米の取り組みを認めない』などの措置もありますのでこちらもご注意ください。また、不適正な流通は食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は各々の法律に基づく罰則も適用されます。

【お問い合わせ先】 肝付町役場 農業振興課 農政係 ☎ 0994(65)8417（直通）